

西諫早訪問看護ステーションのんのこ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人祥仁会（以下「法人」という）が設置する指定訪問看護ステーションおよび指定介護予防訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の職員および業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理をはかるとともに、指定訪問看護事業および指定介護予防訪問看護事業、（以下「事業」という）の適正な運営および利用者等に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護および介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）を提供することにより、家族における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復をめざし、生活状況の向上に努めるものとする。

一 指定介護予防訪問看護事業

ステーションの看護師等は、要支援状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態とならないよう、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

二 指定訪問看護事業

ステーションの看護師等は、要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。

3 ステーションは、事業の運営にあたって、市および町の関連部課、また、保健所・福祉・医療サービスを提供する機関（包括支援センター、社会福祉協議会、他の訪問看護ステーション等）、地元のかかりつけ医と密接な連携を持ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士または作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 : 西諫早訪問看護ステーションのんのこ

(2) 所在地 : 諫早市貝津町3015番地

(職員の職種、員数および職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。
- (2) 看護師：常勤換算で2.5人以上
看護職員は主治医の指示により訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。
- (3) 理学療法士など2名以上
- (4) 事務職員：1名（非常勤1名）

(営業日および営業時間)

第6条 ステーションの営業日および営業時間は、事業者医療法人祥仁会職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。
- (2) 休業日：土・日曜・祝日・12月31日～1月3日。
- (3) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常実施地域)

第7条 通常の実施地域は、諫早市内とする。

(利用時間および利用回数)

第8条 訪問看護の実施時間は、1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、2時間を超えないものとする。

2 介護保険による訪問看護の利用回数は、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画において計画された回数によるものとする。

(訪問看護の提供方法)

第9条 訪問看護の提供方法は、次のとおりである。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が必要と認めた場合、ステーションに交付した訪問看護指示書により、ステーションは訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから各地域の医師会に調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第10条 ステーションの訪問看護内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害及び全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事および排泄等日常生活の世話
- (3) 疾病の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の交換・管理
- (9) その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 事業所は、指定訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

- 第12条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

- 第13条 管理者は、提供した指定看護を実施中に、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生及びその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備。
 - (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
 - (4) 措置を実施するための担当者の設置。
- 2 事業種は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について個人情報保護に関する法律その他、規範を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での訪問看護サービス提

供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(利用料)

第17条 ステーションは、基本利用料として老人保健法・健康保険法・介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める別表（利用料一覧表）の額のうち、利用者負担金の支払いを、利用者から受け取るものとする。

2 ステーションは、実費負担の利用料として、別表（利用料一覧表）に定められたサービスに要する費用を利用者から受け取るものとする。

3 ステーションは、前第2項の料金の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。

4 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族等に対し、基本利用料並びにその他の内容および金額に関して説明を行い、その理解を得なければならない。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師などの就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管しなければならない。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

平成28年10月11日 一部改正

平成31年1月31日 一部改正

令和2年8月1日 一部改正

令和5年12月1日 一部改正

令和6年6月1日 一部改正